かばくん通信

佐藤小児科　院内報　No.123
2016年7月1日発行

SATO CLINIC

宮崎市清水３丁目１−１０　電話　２２−４７０５　予約専用　２２−６６０１
URL　http://ysatohpd.com/

健康保険を使って医療機関を受診される時は…

保険証を使って診療を希望する際は、自分が加入している健康保険証を病院に掲示することで保険診療が受けられます。健康保険証は資格喪失日以降は無効となり、使用できません。
この場合健康保険証は事業主に返却のうえ、医療機関にその旨をお申し出ください。

健康保険証が変わったら

退職後翌日から…

被扶養者に該当しなくなった場合…

健康保険は資格喪失となります

資格喪失後は

保険証は使えません

すみやかに保険証をご返却ください

資格喪失後に保険証を使って受診等された場合は…

保険証の返却先

- 社保　→お勤めの事業所
- 国保→市役所の国民健康保険担当窓口
- 任意継続　→協会健保支部

次のような方も医療機関にお知らせください

- 就職･転勤･異動で勤務先が変わった方
- 保険証の記号･番号が変わった方
- 新保険証を受け取った方

後日保険者が負担した医療費（７割～１０割）を受診者の方に負担していただくことになります

このようなことを避ける為にも、保険証は速やかに返却しましょう。

※「全国健康保険協会」参照